

利 用 の 手 引 き

- (1) 掲載されている大規模小売店舗は、直近の届出日の欄の日付が平成12年6月1日より前のものは「大規模小売店舗における小売業の事業活動の調整に関する法律」（大店法）に基づく届出があったもののうち店舗面積が1,000㎡超のものであり、平成12年6月1日以降のものは「大規模小売店舗立地法」（大店立地法）に基づく届出があったものです。
- (2) 届け出された内容を掲載していますが、変更内容によっては届出不要の場合があるなどのため、現状と異なる場合があります。
- (3) 主な小売業者欄には、大店法で届出があったものについては店舗面積500㎡以上の小売業者のうち最も店舗面積の大きい小売業者を掲載し、大店立地法で届出があったものについては届出時点で最も店舗面積の大きい小売業者を掲載しています。（大店法で届出があったもののうち、店舗面積500㎡以上の小売業者がない場合は空欄になっています。）
- (4) 開店時刻及び駐車場収容台数は大店立地法施行後、新たに届出が必要になった事項です。（大店立地法に基づく届出をしていない店舗については空欄になっています。）
- (5) 富山県の大店立地法に関する情報は下記のURLに掲載されています。

<https://www.pref.toyama.jp/1300/sangyou/shoukoukensetsu/shoukougyou/kj00018168/index.html>

- (6) 問い合わせ先：富山県商工労働部地域産業振興室経営支援課地域産業・商業活性化担当
電 話：076-444-3253
FAX：076-444-4403